

## ■■■■■■ 研究ノート ■■■■■■

## 「不換ドルの流通根拠」と国際通貨

田村 眞 治

## I

1971年8月のアメリカによる金・ドル交換停止をもって、戦後の国際通貨体制たる IMF 体制の崩壊とすることは一般的に確認されている。しかし71年以前と以後とを比較してみると、対照的な二つの事実が指摘できる。第1は固定相場制から変動相場制への転換ということであり、この点では71年が一つの画期であったことは明白である。これに対し第2に、以前も以後もドルが国際通貨として機能しており、金交換停止は少なくとも表面的には影響を与えていないという事実がある。71年をもって IMF 体制の崩壊とする場合、この第2点目をどう考えるべきか、重要な問題点となっている。

金交換停止以後もドルが国際通貨として機能していることに関して、我国では「不換ドルの流通根拠」の問題として最近論争が行われている<sup>1)</sup> IMF 体制の下でドルが国際通貨として機能したのは、公的機関という限られたものにしろ金との交換性が存在したためであるというのがほぼ通説であったが、それなら金交換停止以後も依然としてドルが流通しているのは何故かということが問題となる。

事実が金交換性なきドルの流通ということを示している以上、前の命題、すなわち IMF 体制下では金との交換性が存在した故にドルが国際通貨であったという主張が再検討の対象となる。実はこのような主張の背後には、

1) 論争の概要については次の文献を参照。

建部〔24〕、松井〔13〕、村岡〔16〕。

世界貨幣は生身の金でなければならないというマルクスの主張<sup>2)</sup>を基礎とし、国際通貨はこの世界貨幣の代理物という考えがある。再検討という場合、この点にまで立ち入らなければならないのであって、議論の経過も事実そうになっている。

本稿では、論争の中で提起されている諸問題の中で、国際通貨とは何かということを中心に論争を概観してみたい。国際通貨を取り上げるのは、『『国際通貨』範疇がこの理論領域で確立していない<sup>3)</sup>』からであり、今初めて本格的に論じられるようになった問題だからである。

## II

まず、国際通貨を世界貨幣＝金の代理物とみる見解、あるいは金との交換性を国際通貨の不可欠の条件とする見解をみ、このような見解をとる諸氏が、不換ドルの流通根拠をどのように考えられているかを検討しよう。このことによつて、国際通貨の独自の規定の必要性がはっきりしてくるからである。

国際通貨は世界貨幣＝金の代用物だという見解は、例えば今宮氏にみられる。「資本主義的信用制度の発達によつて、国際貨幣流通面にも金貨幣の節約がおこなわれ、通常の決済手段として、金が利用される場合が少なくなり、その代用として国民通貨が国際的に流通してくるようになる。しかしながら、国民通貨が国際通貨として流通しうるのは、じつは国際貨幣としての金を代表しているかぎりにおいてである。……国民通貨が国際通貨となるためには、本来的にその通貨が信用貨幣（金債務証書）でなくてはならない<sup>4)</sup>」（括弧は原文）。また真藤氏も次のようにいわれている。「世界貨幣としての金は、世界市場における商品および資本の運動の支払手段として機能する。国際通貨とは世界貨幣としての金のこのような支払手段機能の代用手段<sup>5)</sup>」であると。

2) Marx [12](I) S.156, 訳, 第1分冊, 122頁。

3) 木下〔8〕210頁。

4) 今宮〔5〕31頁。また国際通貨は「世界貨幣の流通形態」（同上, 49頁）ともいわれている。

小野氏が「世界貨幣としての金の国際通貨としての機能は、流通費を伴うことから、できる限りその節約が企図される。そして、その結果として、金に代わって外国為替が国際通貨として利用される<sup>6)</sup>」といわれるのも、三宅氏が戦後米ドルが国際通貨として機能しえたのは外国通貨当局にたいして一定量の金との交換性をもっていたからだ<sup>7)</sup>と主張されているのも同様の意であろう。

ここで国際通貨が利用される契機として、一様に世界貨幣＝金の節約ということが示されているが、金はどのようにして節約されるのか。国際通貨が金に代わって利用されるためか、それとも外国為替制度によって国際間の債権債務が相殺されるためか。もしも国際通貨が金に代わって流通しているのなら、金現送を節約するための外国為替は不必要になるのであり、基本的には外国為替によって金節約がなされていると考えるべきであろう<sup>8)</sup>。そうすると、国際通貨は金に代わって利用されている訳ではないことになる。

国際通貨は世界貨幣＝金の代用物という見解は、マルクスの世界貨幣についての規定が基礎にあるのであるが、マルクスは世界貨幣について次のようにいっている。「貨幣は、国内的流通部面からあゆみでるとともに、価格の度量基準・鑄貨・補助鑄貨・および価値章標という、そこで生長する地方的諸形態をふたたび脱ぎすてて、貴金属の元の地金形態に逆戻りする<sup>9)</sup>」何故そうなのかについては、それぞれの項で説明がなされていた。それは価格の度量基準を決めたり、価値章標に社会的妥当性を与えるのは政府の仕事だからであり、国家の力が及ぶ一国内でのみそれは有効となるのである。だからマルクスは、世界政府の存在しない世界市場では貨幣は地金形態に逆戻りする、いうなら代用物は使用されないといっているのだ。すなわち「ドル」や「ポ

---

5) 真藤〔20〕序1頁。

6) 小野〔18〕84頁。

7) 三宅〔14〕198頁。

8) 外国為替によって節約されるのは、金現送費か、世界貨幣としての機能をもった金かなど見解の相違があるが、ここでは世界貨幣としての金の節約として先に進む。

9) Marx〔12〕(I) S.156, 訳, 第1分冊, 122頁。

ンド」は金との交換性があるとなかろうと、それがアメリカやイギリスという国民的制服をまとった通貨である限り、世界貨幣の代用はできないというのが本来のマルクスの主張ではなかろうか<sup>10)</sup> 国際通貨が金との交換性をもたなければならないという主張は、マルクスの世界貨幣の規定から直接的に導き出されるが、実はその間には論理の飛躍がある。国際通貨を世界貨幣の代理物と主張する人は、何故世界市場でもそのような代理物の流通が可能かについて説明が必要なのであり、これは金との交換性がある場合でさえそうなのである。

しかし現実にある国民通貨が国際取引で使用されているが、これは一国内で強制通用力によってその通貨が使用されるのとは明らかに違う理由による。そうなら、国民通貨が国際取引で使われるようになる何らかのメカニズムが存在するはずであり、この解明が国際通貨論の課題となるであろう。

さて、国際通貨は世界貨幣の代用物という前提から、不換ドルの流通根拠がどのように説明されるかをみよう。第1の主張は、ドルはもはや真の国際通貨ではない、あるいはドルが国際通貨として機能しているのは、「みせかけ」にすぎないというものである。これは今宮氏と小野氏によって主張されている。今宮氏は「不換制下に移行した国家独占資本主義下において、真の国際通貨が存在しないという固有の矛盾がでてくる<sup>11)</sup>」といわれる。氏は「不換制下」と71年以降に限定せずに上記のことを述べられているが、IMF体制下では1オンス=35ドルの交換によって「国際通貨としての流通が可能となった」といわれているので、結局「真の国際通貨」が存在しなくなったのは71年以降なのである。また小野氏は次のようにいわれる。「本来国際通貨として機能しえない不換通貨ドルの為替が国際通貨として機能させられても、それはみせかけにすぎない……。この場合でも、いぜんとして不換通貨は国際通貨として機能しえないという内在的法則が貫徹する<sup>12)</sup>」

10) 富塚氏の次の指摘は参考になる。「流通範囲が国内に限られるのは紙幣だけではない。兌換銀行券であっても原則としてその流通は国内に限られる」(富塚(26)144頁)。

11) 今宮(5)46頁。

12) 小野(18)95頁。

小野氏の「みせかけ」論に対しては、既に木下氏による批判がある<sup>13)</sup>ところで、国際通貨の条件が金との交換性であり、国際通貨が世界貨幣の代用物であるとするなら、ドルが不換となった場合、必然的に金が登場するというのが論理の行き着くところであろう。何故そうならないか。小野氏によればそれは「流通費がかかり、けっして好ましいことではない<sup>14)</sup>」からである。ここでは明らかに、国際通貨の条件に金との交換性以外の要素があることが認められているのである。いずれにしろドルが国際通貨として機能している現実を認められる以上、それが例え「みせかけ」でも、何故それが可能かについて答えられる必要がある。また「不換通貨は国際通貨として機能しえないという内在的法則」はどのように「貫徹」するのか。変動相場制の採用と為替相場の絶えざる動揺がそうなのであろうか。変動しながらも、ドルは依然として国際通貨として機能しているのに、「機能しえないという内在的法則」の貫徹なのであろうか。

今宮氏の場合には、「真の国際通貨ではない」という見解と同時に、現実に対応してドルは「国際通貨として流通が可能」という認識がある。その場合の根拠が次に示される。

第2の主張は、国際的な「強制通用力」による説明である。これは今宮氏、真藤氏、三宅氏などによっていわれている。今宮氏は不換制下の事態について次のように主張される。「不換制の場合の強制通用力の適用（国際関係への——筆者）はつぎのようにとらえるべきであらう。第1に不換制に移行しても国際通貨体制の存在はいぜんとして必要なのであるから、国際通貨の資格がない不換銀行券の国民通貨であっても、資本主義諸国はそれを国際通貨の

13) 木下氏は次の3点にわたって批判されている。(1)小野氏はマルクスが紙幣流通の法則について述べている部分を援用して「みせかけ」といわれているのであるが、マルクスが「みせかけ」といっているのは流通必要量を超えて不換紙幣量を投入させる国家の権力についていっているものであり、機能していることを「みせかけ」といっているのではない。(2)本来流通しえないものを流通させる根拠は何か、(3)不換紙幣は流通外では紙切れであるが、不換の国際通貨ドルが準備通貨機能を果たしているのは何故か。(木下〔8〕228—9頁)

14) 小野〔18〕93頁。

代用として流通させることに一般的意志の保証をせざるをえない……。第2に……国際通貨の代用を行う国民通貨をもつ国において金を大量に保有していなければならない。……第3に、……国際的な機関の存在が必要となってくる<sup>15)</sup>」第1の主張が氏の眼目であり、第2,第3の点はIMF体制下のことがいわれているのである。そうして71年以後も第1のことを内容として、「国内で不換紙幣が強制通用力をもって流通可能となったように、国際的にもそうした強制通用力ともいふべきものが適用されたから<sup>16)</sup>」といわれる。三宅氏は「強制通用力」とはいわれぬが、諸国当局が「暗黙の承認を与えている」、「暗黙の『一般的意志』」によってドルは国際通貨として通用すると述べられ<sup>17)</sup>今宮氏とほぼ同じ内容となっている。

両氏が根拠とされるのは次のマルクスの文章である。「それ〔革片、紙券等々〕がそういう章標として自分を維持できるのは、象徴としてのその定在が商品所有者たちの一般的意志によって保証されるからにはほかならず、すなわちそれが法律上慣習的な定在を、したがって強制通用力を受け取るからにはほかならない<sup>18)</sup>」マルクスの場合には「一般的意志」の内容を「法律上慣習的な定在」と明確に述べているが、今宮、三宅両氏の場合、「一般的意志の保証」、「暗黙の承認」の内容が不明である。何をさしてそのようなものの存在をいわれるのか。ドルが使用されているからそのようなものが存在するのだといわれるのなら、それは循環論法である。そもそも各国政府は、自らドルを所有したり、外国為替市場に介入したりすることは出来るが、国際的な民間取引でドルが使用されるよう「強制」することは出来ない。ドル相場を安定的に維持することは可能だが、それは既に何らかの国際決済のメカニズムの存在を前提として、それに政府が一構成部分として入り込むのであり、「強

15) 今宮〔4〕15頁。

16) 今宮〔5〕63頁。今宮氏に対する批判は冬木〔3〕参照。

17) 三宅〔14〕198—9頁。

18) Marx〔11〕S.95, 訳, 96頁。ちなみに『資本論』では次のように書かれている。「貨幣の章標に必要なのは、その章標じしんの客観的・社会的な妥当性だけであり、そして紙製の象徴は、こうした妥当性を強制通用によって受け取る」(Marx〔12〕(I) S.143, 訳, 135頁)。

制通用力」という概念で捉ええるものではない。

真藤氏もドルに対する「信認」ということをドル流通の根拠としてあげられ、その基盤として「諸国の国際協力が強制通用力の代用をしたこと<sup>19)</sup>」を指摘される。国際通貨協力という点は重要な論点であるが、ここではそれが「強制通用力」といえるかどうかを検討したい。マルクスは金鑄貨に代わって価値章標が流通することに関して次のようにいっている。「過程〔流通過程のこと——筆者〕の内部で金貨幣そのものがそれ自身の価値の単なる章標となるかぎりだけで、たんなる価値章標が金貨幣にとって代わることができるのである<sup>20)</sup>」「金実体そのものから分離された価値章標としての金の鑄貨定在は、流通過程そのものから生じるのであって、合意や国家干渉から生じるのではない<sup>21)</sup>」価値章標の流通は貨幣流通の中に内的契機が存在するのであって、その上で強制通用力はそれに「客観的社会的妥当性」を与えるだけなのである。だから強制通用力の適用が主張されるだけでは、まだ何も説明されていないのであり、内的論理が必要なのである。また国際通貨協力といえども、政府レベルの問題であり、前に述べたように民間取引にドルを押し付ける訳にはいかない。国際通貨協力とドル流通の間には密接な関係が存在すると思えるが、それは「強制通用力」といえるものではない。国際通貨形成メカニズムが説かれて、その上で初めて国際通貨協力がその中でどのような役割を果しているのか、その意義が明らかとなるであろう。

第3の主張は、真藤氏がドルに対する「信認」の根拠として国際協力と並べてあげられている「市場価格での民間所有ドルの金への形態転化の可能性の存在<sup>22)</sup>」ということである。しかし変動する金価格、つまりドルの減価を認めながらのドルと金の交換など、国際通貨としてのドルにどういう意義があるのか。そのようなものとして、国際通貨の条件として金交換性がいわれていたのであろうか。また市場価格での金への形態転化の可能性はドルだけ

19) 真藤〔20〕180頁。

20) Marx〔11〕S.94, 訳, 94頁。

21) 同上, S.95, 訳, 96頁。

22) 真藤〔20〕180頁。

が持っている特性ではない。

第4の主張は、三宅氏が諸国当局が「暗黙の承認」を与える理由として示されている3つの点である。それは(1)他の通貨もまた不換通貨であること、(2)貿易商社、銀行、通貨当局が多額のドルを既に抱え込んでいること、(3)為替レートを設定しなければならないが、成り行きからドルを選ぶしかない、という3点である<sup>23)</sup>(1)と(3)は消極的な理由である。それにすべて不換紙幣であるなら、何故ドルが選ばれたのかという疑問が残るし、そもそも一国通貨が何故国際通貨となるのかという疑問も生じる。つまり全部が不換紙幣なら世界貨幣たる金が使用されればいいものを、何故ある不換紙幣が使用されるのか説明されなければならない。いうなら三宅氏が「国際取引は中断することは出来ない」といわれるとき、その時何故金で取引してはいけないのか、また、為替レートは何故設定されなければならないのか、これらが明らかにされる必要があるのである。(2)と同じ主張は、酒井氏によってもなされている<sup>24)</sup>しかしこのことはドル流通の積極的根拠となりえない。第1に、日々の新たな国際取引において、ドルが使用されていることが説明できない。第2に公的所有のドルは政策的運営が可能としても、私的に所有されているドルは全体的な通貨問題を考えて行動している訳ではなく、過剰なドルが本来国際通貨として機能しえないなら、それはドル売の殺到を必然化するはずである。

以上、国際通貨を世界貨幣＝金の代用物とする見解の問題点をみてきた。金との交換性なきドルの流通という現実を前にして、この説の限界は明らかになったように思える。

23) 三宅〔14〕200—1頁。

24) 「アメリカがドル債務をとつともなく殖やしたために、かえってドルは国際通貨として生き残っているのである」(酒井〔19〕239頁)。



## III

次に国際通貨の条件として、金との交換性以外のことを考えられている諸氏の見解をみよう。国際通貨についての富塚氏の見解は、貨幣の国内流通と国際流通の問題をうまく処理されている。「日本の対米輸出者がドルを受取るのは、直接的または間接的に、そのドルがアメリカ商品の購買手段として機能するからにはほかならない。それは、本質的には、商品—ドル—商品という転態であって、その過程でドルと円との交換を含みうるとはいえ（すなわちドルの持ち手が変わりうるとはいえ）、アメリカ国内の商品流通（したがってドル流通）の拡大された形態である。ドルが国際通貨として機能する、あるいは国際的に流通するとは以上のようなことであって、決してドルが外国（たとえば日本）の国内で通貨として流通するという意味ではない<sup>25)</sup>」ドルの流通を国内流通の拡大した形態と極め付けられるのはいささか乱暴である。確かに国際決済において、アメリカの通貨とアメリカの銀行システムを利用する点で富塚氏のいわれるような側面は存在するのであるが、しかしこの場合、例えば最初の商品の所有者が日本人であるとか、アメリカの当座預金の保持者が日本の銀行であるとか、このような国籍の問題が決定的に重要なのである。つまりドルを国民通貨としない外国人が取引に参加していることの意味が探られなければならないのである。富塚氏は「国民通貨がその国の流通にとどまりながらなおかつ国際通貨として機能することを可能にするメカニズム、それが外国為替である<sup>26)</sup>」といわれるが、この外国為替の具体的分析が必要なのであり、そうするとアメリカの国内流通に国際取引が包摂されているのではなく、逆に国際取引の決済にアメリカ通貨、銀行システムを利用している点が明らかとなろう。

さて富塚氏のいわれる、「ドルがアメリカ商品の購買手段として機能する」という点をもう少し、違った側面から検討してみよう<sup>27)</sup> これはドル保有者と

---

25) 富塚(26)140頁。

26) 同上, 143頁。

いう個々の取引者の立場でみているのであるが、国民経済全体からみればこのことはどのような意義を有しているのか。というのは、ドル所有者（輸出業者、あるいは為替銀行）は自分ではアメリカの商品を買おうという動機はもっていない、個々の立場ではアメリカの商品が買えるということは重要な意味をもたないからである。国民経済全体からみると、ドルが購買手段として機能するとは輸入することを意味している。つまり輸出と輸入を対応させて考えているのである。個々の取引業者がドルでアメリカ商品が買えると考えていることは、国民経済全体からみれば、輸入で輸出を相殺している訳である。このようなものとして、ドルは使用されているのである。国際通貨の問題を考えると、国民経済的視点からみることは極めて重要である。何故なら国際的にはそもそも個々の取引毎に決済が行われるのではなく、国民経済と国民経済の間の決済として必ず行われるからである。

このドルがアメリカ商品の購買手段として機能するという見解と類似したものに、外貨との交換性を国際通貨の条件とするものがある。例えば久留間氏は不換制下の国際通貨について、「民間取引における個々の当事者にとっては、国際通貨の自国通貨ないしは他国通貨への転換こそが問題なのである……。一国通貨が国際通貨として機能するための必要条件は、その固定的な金交換ないしは金価値にたいするその絶対的な安定性ではなく、国際的な外国為替市場でのその相対的な安定性だ<sup>27)</sup>」と主張される。平氏はこの見解を補強するため、何故不換制下では外貨との交換性維持で十分なのか、その理由として次の二点をあげられる。第1に、全ての国で不換の中央銀行通貨が流通しており、概して減価しつつあるにもかかわらず社会的通用力をもっているのであるから、民間市民にとって国際通貨は安定的比率での自国通貨との交換性をもてばよい。第2に、当局が他通貨にたいする国際通貨の為替相場を大体においてその実際の価値関係を反映する水準に安定的に推持してい

27) 酒井氏が同じ内容のことをいわれている。「ドル債務は、アメリカの富をもって保証されているというほかはない。けだし海外のドル保有者は、その債権をもってアメリカ商品を購入することはできるからである」（酒井〔19〕239頁）。

28) 久留間〔10〕199—200頁。

るからであると<sup>29)</sup>

さしあたり次の疑問が浮ぶ。他国通貨への転換可能な通貨はドル以外にも存在するし、安定性の面でもドルに優る通貨が存在する。これらはドル固有の特質ではないのである。

この見解は、前述のドルでアメリカの商品が買えるという主張の裏返しであり、あるいは拡大されたものである。例えばドルと自国通貨との安定的比率での交換という場合、ここではドル所有者が一定額の自国通貨を手に入れることがいわれているのであるが、逆からみると相手は自国通貨とドルを交換しているのであり、その人はアメリカから輸入をするためにそのドルを手に入れるのであろう。つまり前述の見解は、ドルを買う立場からみてた訳である。また国際通貨の他国通貨への転換という場合には、その国で商品を購入するためにこの転換はなされるのであろうから、酒井氏の表現を借りれば、今やドルは世界中の富をもって保証されている、ということになる。このような主張は、久留間氏が明示的に述べているように「民間取引における個々の当事者」の立場からみたものである。しかし、国際通貨と自国通貨ないし他国通貨との交換は相手を必要とするのであり、そこでは一国のトータルな輸出入の均衡・不均衡ということが問題となるのであり、ここで述べられたことを国民経済的視点より捉え直す必要がある。

久留間氏の上記の議論は不換制一般について述べられているのであり、現在のドルには固有の問題が存在するとして、次のようにいわれる。「現在のドル体制に独自の問題は、たんに不換一国通貨が国際通貨として機能している、ということにあるのではなく、本来の限度をこえて一国通貨であるドルが国際通貨として機能している、ということにある<sup>30)</sup>」そうしてこれは「一般的な問題設定をこえたきわめて具体的な問題」といわれ、その理由として、(1)ドルに代る通貨がないこと、そうしてアメリカの政治的・経済的力、戦後続

29) 平〔21〕127—8頁。西村氏も為替相場の安定を国際通貨の条件とされている。「国際取引通貨としては、ドル相場の低下の速度が急激でない限り、ドルの国際通貨としての機能は大きくは阻害されない」（西村〔17〕53頁）。

30) 久留間〔10〕211頁。

いてきたドル体制の根強さ、過剰ドルの存在、ドル中心の国際金融市場、(2) 広い意味での国際通貨協力、を指摘される。<sup>31)</sup> 久留間氏は「本来の限度」の中身を明確にされていない。これは国際通貨の条件を自国通貨ないしは他国通貨への転換可能性と、個別取引業者の立場からみたためである。国民経済全体としてみないと輸出入の不均衡という問題はでてこず、従って過剰ドルの問題も明らかとならない。

#### IV

国際経済はいうまでもなく外国為替によってなされる。そこで「不換ドルの流通根拠」という問題を念頭におきながら、外国為替との関連で国際通貨を規定する諸見解がある。次にそれを検討しよう。

国際通貨と外国為替を全く同一視されるのは村岡氏である。氏は「世上にいう『国際通貨』問題とは、実は外国為替と金現送(片為替のさい)の問題」、「誤った別名<sup>32)</sup>」といわれる。このようにいわれる背景には、外国為替についての氏独自の理解があるのであるが、ここでは触れない。我々は外国為替は国際間の債権債務の同額部分の相殺を行うシステムと理解しているが、この相殺範囲は周辺の様々な要素によって広がりうるのであり、国際通貨もその一つの要素と考えられる。だから国際通貨問題は、外国為替と密接な関連をもちながらもそれとは別の問題と考えるべきである。

片岡氏は国際通貨を論じる際には、「国内通貨の流通と国際通貨の流通との間に十分な区別」を設けること、「国際流通を特徴づける商品売買、その貨幣での決済の特殊性」を十分に顧慮することを指摘され、「外国為替取引を通じる国際決済」、しかも銀行の段階のそれを問題としなければならないといわれる。<sup>33)</sup> そうして国際決済を為替銀行と輸出入業者の為替取引と、ノストロ勘定

31) 同上, 212—3頁。

32) 村岡〔15〕251頁。

33) 片岡〔7〕85頁, 同〔6〕42—3頁。

よりの相手国輸出業者への支払い（あるいは輸入業者よりノストロ勘定への支払い）という二段階からなるとされ、国際通貨をノストロ勘定残高と規定される<sup>34)</sup>このノストロ勘定残高が、国際間信用の授受により、国際決済の手段としてどのように機能するかを検討される。氏によればそれは「国際通貨の内容を明らかにすること」なのである。第1の場合は、周辺国が赤字のとき、どのようにしてノストロ勘定が補填されるかをみられる。それは次のようになる。国際収支の赤字→ノストロ勘定の払底→為替相場の上昇→周辺国での外貨手形割引需要の増大（満期以前の手形）→周辺国銀行での割引→基軸国銀行の再割引によるノストロ勘定の充填。第2の場合は、周辺国銀行が基軸国銀行から直接借り入れる場合で、ここでは返済期の為替相場と両国の金利が当然問題となる。第3の場合は、中央銀行の介入によるノストロ勘定の維持政策（公定歩合の操作と中央銀行自身による外貨借入れ）である<sup>35)</sup>

こうして片岡氏は、国際間信用が適切になされれば国際決済はノストロ勘定を通じて実行可能となるといわれる。氏がここで示されている国際間信用の事例は興味あるものである。片岡氏はこれを「ノストロ勘定の維持」という視点でみられており、だから周辺国が黒字の場合は問題とならず赤字の場合が検討されているのである。しかしこの分析には黒字の場合が一つの要素として入り込んでいる。第1の場合、周辺国では外国手形割引の需要が増大するが、これは満期以前の手形であり、これが最終的に基軸国銀行によって割引かれた場合、将来の輸出代金の先取りということになる。現在、周辺国は輸入超過であるが、将来の輸出でもってこの差額部分を埋めたことになる。将来周辺国が現在の赤字を埋めるのに十分な程黒字となれば何の問題も生じないが、もしも赤字が継続すれば、それは問題の解決を先に延ばしただけである。第2の場合では、周辺国銀行が基軸国に返済する時は、周辺国が黒字になっている時である。だから周辺国銀行による借入れ——返済の背後では、

34) 片岡〔7〕91—2頁。

35) 同上、92—101頁。

周辺国貿易収支の赤字——黒字という事態があるのであり、ノストロ勘定により全体的な調整がなされたことを意味する。本来はある時点で周辺国の貿易収支が赤字になった場合、赤字部分は金で決済されなければならないのであるが、ノストロ勘定を媒介にして、次の時点で黒字となった場合には両時期の赤字と黒字の相殺が可能となっているのである。ここでは時間という要素が入り込んでいるので、信用、利子ということが当然問題となるが、国民経済的視点からみれば異時点間の輸出入の相殺という形で国際決済が行われていることを意味してはいないであろうか。

さて片岡氏はこの国際通貨と世界貨幣との関連をどのように考えておられるか。氏はこれを「為替取引の国民経済的意味」を明らかにすることだとされている。「為替銀行は産業資本の現送を肩代りするるのであるが、実質的肩代りを意味する不均衡部分の肩代りは、資金構成の変化によって達成される。輸出超過の場合にはコルレス残高の積増し、甲国（周辺国——筆者）保有貨幣の減少であり、入超の場合には逆である。このさい表面的には、世界貨幣が流通することはない。だが実質的にはコルレス残高の増減というかたちで世界貨幣が流通したのと同じ結果が生じている。……コルレス残高は世界貨幣として機能しているのである<sup>36)</sup>」コルレス残高が世界貨幣の機能を果しているというのは疑問である。何故なら一方的赤字の継続あるいは黒字の継続の場合にはコルレス残高による国際決済は不可能になり、その意味ではコルレス残高による決済には限界があるのであり（相殺が可能な範囲）、その限界を超えると世界貨幣による支払いが要求される。だからコルレス残高が果している機能と世界貨幣の果す機能は異なっているのである。貿易収支が均衡している場合、あるいは赤字と黒字が長期にわたって継続せず全体として釣り合っている時には、世界貨幣たる金は必要ないのであるが、その場合ではコルレス残高は相殺の媒介をしているのであり、世界貨幣の機能を果しているのではない。コルレス残高は世界貨幣＝金の節約メカニズムの一端を担ってはいるが、その機能を代行することはできない。

36) 片岡〔6〕57頁。

木下氏も国内と比較しての国際決済の独自性を強調される。世界貨幣＝金の節約のための外国為替の発展の上に国際通貨範疇が成立しているといわれ、「ここに至る論理的展開は、一国内における信用貨幣の成立との間に、単なる類推では片付かぬ独自の領域をなしている<sup>37)</sup>」と主張される。また次のようにもいわれている。「一国内での流通手段としての通貨の流通を国際領域に類推的に適用できないところに国際的決済の独自の問題がある<sup>38)</sup>」

次いで氏は世界貨幣＝金と国際通貨の区別を主張され、国際通貨は「独自の範疇」であり、「支払手段としての貨幣の機能にもとづいて発展した信用貨幣の一種、特定国にたいするその国通貨建貨幣請求権をその実体とし、これをもって第3国間貸借にまで用いられるようになったもの<sup>39)</sup>」と定義される。そうして次の3つの条件をもつ国の通貨が国際通貨になるといわれる。すなわち第1に、世界的規模での物的再生産の中心国としての位置を占めていること、第2に、豊富な貨幣資本の蓄積があり、世界的規模での信用供与能力をもっていること、第3に、第1と第2の要素を媒介するものとして、決済資金借り入れのために、銀行引受けの手段が発達していること、である<sup>40)</sup>

木下氏の見解の特徴は、取引通貨とくに貿易決済通貨を基礎とした国際通貨論という点にある。木下氏と基本的に同様の論理によりながら、深町氏は国際通貨を次のように定義される。「取引通貨として機能する国際通貨は、銀行が国際金融市場の銀行にもつ当座預金である<sup>41)</sup>」

上記の見解に対して、徳永氏による次のような批判がある。「抽象的なものではあるが、そこには原理的に国際商品取引の論理次元で国際通貨の規定が可能であるという主張がかくされている。つまり、一方では、国民経済と国

37) 木下〔8〕189頁。

38) 同上、203頁。

39) 同上、210頁。

40) 同上、230頁。

41) 深町〔2〕30頁。深町氏の国際通貨論は「私的国際通貨」と「公的国際通貨」の二段階から成っており、「私的国際通貨」が取引通貨として、「公的国際通貨」が準備通貨として機能するとされている。ここでは「私的国際通貨」についてのみ触れている。

民経済との間の社会的決済関係、すなわち個別債権債務が銀行間債権債務に転化され、そのようなものとして国際的債権債務関係の相殺・処理が行なわれると主張するその反面で、諸国間の個別経済取引が引受信用およびロンドン・バランスを通じて行なわれるという国民経済概念をふまえない国際規定が頭をもたげるとすれば、それは自己矛盾に陥る可能性を含んでいる<sup>42)</sup>」この批判の背後には実は、次のような事実認識あるいは理論化すべき対象についての相違が存在する。深町氏は「為替が、さきにのべたような条件のため特定国＝中心国の通貨建、たとえばポンド建で組まれるようになったとすると、いっさいの債権債務がポンドで表示されることになる<sup>43)</sup>」といわれ、このような状況を理想的なものとして国際通貨論を組み立てられているのである。これに対し徳永氏は、国際的な取引は多様な通貨建でなされているという事実から出発され、「周辺国相互間の相対的に自立化した決済メカニズムをベースとして中心国決済システムが形成されている事実、あるいは今日ニューヨークが最大の外国為替取引市場であるという事実<sup>44)</sup>」を重要視される。いま世界市場が $n$ カ国から成っているとすれば、取引通貨が多様化しているもとでは、A国の取引通貨は $n-1$ 個存在し、従って $n-1$ の個別外国為替市場が存在する。A国の為替銀行は $n-1$ 個の国にコルレス勘定をもつのであり、そうしてある特定国すなわち国際通貨国の勘定を基軸にして、それ以外の諸国の為替勘定の持高・資金を調整する。こうして徳永氏は「国際通貨とは、その基礎概念としては、為替インターバンク取引における為替媒介通貨<sup>45)</sup>」と規定される。

中心国通貨建取引一色に塗り潰してしまう議論に対し、徳永氏の批判は一面正当である。しかし今度は $n-1$ 個の取引通貨を全く同列にしてしまうのも逆の行き過ぎではなかろうか。取引通貨のレベルで国際通貨が一定程度支配的に使用される傾向にあり、その側面の理論化と考えれば取引通貨のレベ

42) 徳永〔25〕114—5頁。

43) 深町〔2〕31頁。

44) 徳永〔25〕115頁。

45) 同上, 141頁。



ルから国際通貨を考えることも間違いとはいえない。ただ、国際通貨が浸透していく過程は、全く私的な過程で自然発生的に行われるのであり、完全な中心国通貨建による単一システムは実現しないであろうし、また一定の貿易関連を基礎として部分的な決済システムの存在を否定するものではない。その意味では、徳永氏の取引通貨の多様性という前提のもとでのインターバンク取引による調整という議論も重要な意義をもっている。

片岡氏や木下氏によって指摘された国際決済の独自性の解明、また木下氏の強調される世界貨幣とは異なる独自の国際通貨範疇の確立の必要性、諸氏が外国為替分析を基礎として、国際通貨を導き出されていることなどは、正当な主張、方法であり、今後の国際通貨論はこの方向で発展させられる必要がある。その中で取引通貨機能を基礎とされる木下氏と為替媒介通貨を強調される徳永氏など相違点も現われてきている。この対立の背後には事実認識と理論化すべき対象の相違が存在するので、問題の解明には理論と実証の両面からの作業が要求されている。

## V

マルクスは世界貨幣の支払手段機能に関連して次のようにいっている。「いろいろな国民的流通領域のあいだの商品交換が発展すればするほど、国際差額決済のための支払手段としての世界貨幣の機能が発展する<sup>46)</sup>」マルクスは「差額決済」と関連させて世界貨幣の支払手段機能について述べているのであるが、それなら同額部分はいかなる形で決済されるのか。この輸出入の同額部分は相殺取引によって決済されるのであり、外国為替と国際通貨はこのレベルの問題なのである。すなわち国際決済は二段階から成っており、第1段階は輸出入の同額部分が相殺される過程で、第2段階は差額部分が世界貨幣たる金によって支払われる過程である。上記のように考えることは、国際決済を国民経済レベルで捉えることであり、またこのような国際決済の独自

46) Marx [11]S.126, 訳, 128頁。

な過程の中で国際通貨の内容も明らかにされなければならない。

国際通貨は外国為替との関連で規定されうるものであり、これ迄みてきた諸氏は、ここでは全く触れなかったが、それぞれ独自の外国為替理解をもっておられるのであり、それを基礎として国際通貨を論じておられるのである。だから、まず外国為替についての正確な理解が必要とされるのであるが、ここでは国際的な債権債務の相殺機構としておくと、国際通貨はこの相殺範囲を空間的、時間的に拡大する役割を果たしているといえる。

空間的な相殺範囲の拡大についてみるために、X、Y 2カ国間の貿易ならびにそれに伴う為替取引について考える。自然発生的な状況では、両国間の貿易はX国通貨建貿易とY国通貨建貿易に分裂し、それぞれの国で外国為替取引が生じ、それぞれのグループ内で相殺が進むことになる。もしもどちらかの通貨建に統一できれば、両国間貿易により発生する債権債務の相殺は一層完全なものにすることができ、金現送が節約されるであろう。このことは多国間の貿易決済ではより重要なこととなるであろう。例えば3カ国間貿易で自然発生的に取引通貨が決定されると、6つの外国為替取引に分裂し、それぞれのグループ内で相殺が進行することになる。これがもしも一国通貨に取引通貨が統一されるなら、外国為替取引の場は2つに迄減少し、相殺は一層進むことになる。このように取引通貨の統一——すなわち国際通貨の成立——は、空間的に外国為替取引を集中し、もって相殺を一層押し進める役割を果たしている<sup>47)</sup>

しかし資本主義の下でこの取引通貨の統一は、取引業者の競争を通じて無政府的に行われるのであるから、完全な統一など考えられるはずがない。現実の世界市場では大量の中心国通貨建取引とわずかの周辺国通貨建取引（その間には様々な中間項が存在するだろう）が存在することになり、各国で行われる外国為替取引の間の調整がなされなければならない。これが裁定取引である。ここで二次的な相殺が実行される。

47) 木下氏の次の指摘を参照。「国際通貨の機能領域が拡大すればするほど、国際貸借の相殺が進む」(木下〔8〕212頁)。

次に時間的相殺範囲の拡大についてみよう。ある時点でX国はY国に対し輸出超過であるとする、本来Y国は差額部分を金で支払わねばならない。しかし次の時点で逆にX国の輸入超過となるなら、再び金はY国に送られねばならなくなる。この金移動を節約するためには、異時点間の輸出入の超過部分の相殺が可能となればよい。<sup>48)</sup> 異時点間の相殺を媒介するのが、周辺国の為替銀行が中心国にもつ預金残高であり、預金残高の増減により調整がなされる。これには時間という要素が入り込むため、国際間信用の様々な形態のものが関連してくるし、また為替の需給は一致してないので為替相場とも関係してくる。この預金残高は、国際通貨の準備通貨機能といわれその運転資金としての性格が強調されているが、異時点間の輸出入の超過部分の相殺を媒介するものとしてその役割は捉えられる。

国際通貨論は、このように外国為替の中に位置づけて今後深められる必要がある。このような一般的な国際通貨論から現在のドル問題に至るには多くの中間項が必要であるが、「国際通貨」ということで意味することが多くの論者の中で相違している現状では、外国為替から始まる国際通貨論が不可欠であろう。

---

48) 「その国の貸借差額が赤字から黒字へと逆転すると予想されるならば、相手国は支払猶予をその国に与え、将来のある時点で貸借の相殺を図ることも可能」である（同上、154頁）。

## 参考文献

- 〔1〕 深見善太郎「不換のドル通貨の国際通貨としての流通根拠と為替相場」『社会科学論集』第5号, 1979年10月
- 〔2〕 深町郁彌『現代資本主義と国際通貨』岩波書店, 1981年
- 〔3〕 冬木拓「『強制通用力の国際的適用』説について」『経済』1977年6月
- 〔4〕 今宮謙二『現代国際金融の構造』実教出版, 1976年
- 〔5〕 今宮謙二『国際金融危機』新日本出版, 1981年
- 〔6〕 片岡尹「為替取引と国際通貨問題」『経営研究』第26巻第6号, 1976年3月
- 〔7〕 片岡尹「国際通貨試論」『経営研究』第29巻第6号, 1979年3月
- 〔8〕 木下悦二『国際経済の理論』有斐閣, 1979年
- 〔9〕 小西一雄「旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(上)(下)」『立教経済学研究』第33巻第3号, 1979年12月, 第4号, 1980年3月
- 〔10〕 久留間健「不換ドルの国際通貨としての流通根拠」, 長洲一二編『現代資本主義と多元社会』日本評論社, 1979年
- 〔11〕 Marx, Karl, *Zur Kritik der Politischen Ökonomie*, Marx-Engels Werke, Bd. 13, 大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス=エンゲルス全集』第13巻, 大月書店
- 〔12〕 Marx, Karl, *Das Kapital*, Marx-Engels Werke, Bd. 25, 長谷部文雄訳『資本論』河出書房
- 〔13〕 松井安信「不換銀行券論」, 川合一郎編『現代信用論(上)』有斐閣, 1978年
- 〔14〕 三宅義夫「金交換停止後の国際通貨問題についての若干の理論的考察」『現代と思想』第12号, 1973年6月
- 〔15〕 村岡俊三『マルクス世界市場論』新評論, 1976年
- 〔16〕 村岡俊三「国際通貨ドルの本質規定をめぐる問題」, 信用理論研究会編『信用論研究入門』有斐閣, 1981年
- 〔17〕 西村閑也「不換ドルの国際通貨としての流通根拠」『経営志林』第17巻第2号, 1980年7月
- 〔18〕 小野朝男「世界市場と金為替」, 松井安信・三木毅編『信用と外国為替』ミネルヴァ書房, 1978年
- 〔19〕 酒井一夫『インフレーションと管理通貨制』北海道大学図書刊行会, 1977年
- 〔20〕 真藤素一『国際通貨と金』日本評論社, 1977年
- 〔21〕 平 勝広「不換の国際通貨ドルの流通根拠」高木暢哉編著『現代の貨幣・金融』ミネルヴァ書房, 1980年
- 〔22〕 平 勝広「『金融市場論的国際通貨論』の検討」『同志社商学』第33巻第2号, 1981年9月
- 〔23〕 佗美光彦「書評: 深町郁彌著『現代資本主義と国際通貨』」『経済学論集』第47巻第3号, 1981年10月
- 〔24〕 建部正義「国際通貨体制」, 高須賀義博編『独占資本主義論の展望』東洋経済新報社, 1978年
- 〔25〕 徳永正二郎『現代外国為替論』有斐閣, 1982年
- 〔26〕 富塚文太郎「『ドルの国際流通の根拠』論について」, 経済理論学会編『現代世界経済と国際通貨』(経済理論学会年報第19集) 青木書店, 1982年